

序章

目的

杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画制度により行われる建築敷地内の緑化（建築物等緑化）について、「杜の都にふさわしい質の高い緑化」を推進するため、そのあり方を示すものとして本ガイドラインを策定する。

位置づけ

次期「仙台市基本計画」
基本理念：挑戦を続ける、新たな杜の都へ
～“The Greenest City” SENDAI～



次期「仙台市みどりの基本計画」
基本理念：百年の杜づくりで実現する新たな杜の都
～みどりを育むひと、みどりが育むまち～
基本方針：2「みどりで選ばれるまち」

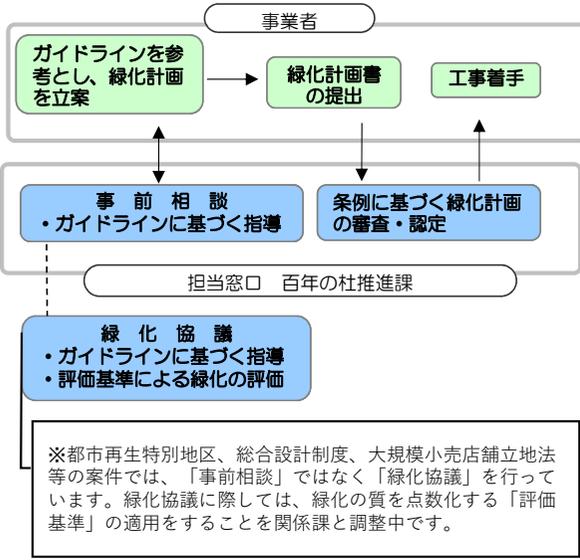
みどりにより、住みたくなる、働きたくなる、訪れたいまちの魅力向上を図るため、建築敷地内緑化の質の向上を誘導する。



「建築物等緑化ガイドライン」による質の高い緑化の誘導

使い方

敷地面積1,000㎡以上の建築行為の場合に必要な緑化計画の手続きに際して、次のようにガイドラインを適用します。



前回報告

第一章

質の高い緑化の考え方

育み、つなぐ緑化 ～百年の杜づくり～ (前回報告時：持続可能な緑化)

定禅寺通や青葉通などに代表される杜の都を象徴する緑は、年月をかけて人が育むことで形成されました。杜の都の緑を美しく健全に育み、次の世代につなぐためには、生育環境を考慮した持続可能な植栽計画と、適切な維持管理計画が必要となります。

- 持続可能な植栽計画
- 適切な維持管理計画

豊かで快適な暮らしを支える緑化 ～グリーンインフラ～ (前回報告時：緑の持つ機能を発揮する緑化)

杜の都の原点である屋敷林は、今から約400年前に仙台藩祖である伊達政宗公が、人々の暮らしのためになるよう、敷地内の植樹を奨励したことから始まりました。現代では緑の持つ多様な機能を人の暮らしに活かすグリーンインフラの考え方を導入し、緑視効果や防災、憩いなど様々な機能を発揮する緑化を進めます。

- 緑視効果を生む緑化
- 防災環境都市をつくる緑化
- 憩いと交流の場となる緑化

地域と協調する緑化 ～仙台らしさ～ (前回報告時：周辺の地域特性に配慮した緑化)

杜の都の呼称は、街なかの緑と青葉山や広瀬川といった周辺の自然環境とが一体的な美観を成していたことから、そう呼ばれるようになりました。敷地内部で完結する緑化でなく、周辺の街並みや生態系にも配慮した緑化をすることで、街全体が緑につつまれた杜の都らしい景観を形成します。

- 地域の生態系に配慮した緑化
- 地域の景観に調和する緑化

第二章

質の高い緑化を実現するために

質の高い緑化の実現手法として次のものを解説、推奨する。

1 持続可能な植栽計画

- ①生育空間の確保
- ②日照条件
- ③風条件
- ④土壌環境
- ⑤水環境

2 適切な維持管理計画

3 緑視効果を生む緑化

- ①接道部緑化
- ②多層緑化
- ③壁面緑化
- ④シンボルツリー

4 防災環境都市をつくる緑化

- ①地表面緑化
- ②緩衝緑化
- ③屋上緑化
- ④壁面緑化
- ⑤雨水浸透緑化

5 憩いと交流の場となる緑化

- ①緑陰
- ②アプローチ緑化
- ③四季の変化
- ④芝生広場
- ⑤池・水流
- ⑥屋内緑化
- ⑦おもてなし緑化
- ⑧緑の利活用

6 地域の生態系に配慮した緑化

- ①既存樹木の保全
- ②郷土種の使用
- ③まとまった緑地

7 地域の景観に調和する緑化

- ①緑のネットワーク形成
- ②景観特性に応じた緑化

詳細は資料3-2のとおり

第三章

緑化の参考例

施設用途やエリア特性を踏まえた上で、第二章で示す緑化手法を適切に組み合わせた緑化の参考例を図面等も用いて示す。

1 施設用途による考え方

- 次の施設用途ごとに示す。
 - ・都心オフィスビル
 - ・共同住宅
 - ・倉庫
 - ・事務所
 - ・福祉施設
 - ・学校
 - ・公開空地
 - ・郊外大型店舗

2 エリアによる考え方

※今後作成予定

今回報告